資料１－４
添加物部会
令和8年10月30日

府 食 第 565 号
令和８年 10 月 14 日

内閣総理大臣
高市　早苗　殿

食品安全委員会
委員長　　祖父江　友孝

食品安全基本法第 11 条第１項第１号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（回答）

令和８年 10 月６日付け消食基第 451 号により当委員会に照会された、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 13 条第１項の規定に基づき定められた「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の改正については、下記の理由から食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 11 条第１項第１号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

記

１　C　試薬・試液等のうち、「カフェイン、定量用」、「ジフェニルアミン、定量用」、「ｐ－ヒドロキシ安息香酸、定量用」及び「ｐ－ヒドロキシ安息香酸メチル、定量用」の改正については、既に規格が設定されている試薬・試液に適用する確認試験を追加するものであり、人の健康に影響を及ぼさない試験法の追加である。

２　D　成分規格・保存基準各条のうち、「ミツロウ」の改正については、添加物の試験結果の正確性の向上を目的として純度試験を見直すものであり、人の健康に影響を及ぼさない試験法の変更である。

３　C　試薬・試液等のうち、「L（＋）－アスパラギン酸ナトリウム一水和物」及び「*d*－γ－トコフェロール、定量用」並びにD　成分規格・保存基準各条

のうち、「Ｌ－アスパラギン酸ナトリウム」の改正については、人の健康に影響を及ぼさない形式的な改正である。